

坂戸市新型インフルエンザ等対策行動計画（素案）に係る各会派からの  
質疑について（案）

質疑1（P6）第2章 行動計画の作成について

- ・ 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定では、説明の中で「国民生活及び経済」とあるが、2 特措法が対象とする感染症では「国民生活及び国民経済」となっているため「経済」もしくは「国民経済」のどちらかに統一した方がよいのではと考えるが。

【回答】

「国民経済」に統一いたします。

質疑2（P8）1 対策の目的について

- ・ 最下段の対策の効果（概念図）の中で、「医療提供のキャパシティ」とあるため、「患者数」の表記があった方がよいと考える。また、「医療提供のキャパシティ」とあるが、「医療提供体制のキャパシティ」とした方がよいのではと考えるが。

【回答】

「患者数」の表記を追加し、「医療提供体制のキャパシティ」へ修正いたします。

質疑3（P10）（5）感染が拡大し、病原体の性状等に応じて対応する時期（対応期2）について

- ・ 「医療機関を含めた現場が動きやすくなるような配慮や工夫を行う。」と示されているが、市ではなく県が対応する内容と考えるが、市ではどのような配慮や工夫を考えているのか。

【回答】

本市におきましては、新型コロナウイルス感染症対策時におきまして、次亜塩素酸水の配布により、医療機関の感染対策の向上に、インフルエンザ接種費用の無償化や抗原検査キットの配布等により、医療機関のひっ迫の防止に寄与した実績がございます。今後におきましても、本市の実情に応じた配慮や工夫を行ってまいります。

質疑4（P10）対策実施上の留意点について

- ・ 「県、国、市又は指定地方公共機関等は」とあるが、市の対策実施上の留意すべき点を示しているので下線部分を「市は」に置き換えた方がよいのでは考えるが。

【回答】

県、国、市又は指定地方公共機関等の行動計画又は業務計画に基づき相互に連携協力し、市が対策を実施する上の留意点を記載しているため、表記ゆれを修正した上、記載のままとさせていただきます。

質疑5（P11）（5）関係機関相互の連携協力の確保について

- ・「市対策本部は政府対策本部及び県対策本部と、相互に緊密な連携を図りつつ」とあるが、P13「イ 市」の中では「県や近隣の市町村と緊密な連携を図る」となっている。市が緊密な連携を図るのは県対策本部及び近隣市町村対策本部がよいのではと考えるが。

## 【回答】

「県対策本部及び近隣市町村対策本部」に修正いたします。

質疑6（P15）第2章 市行動計画における対策項目について

- ・下段の7項目別の主な対応イメージの図の中で左上は「対策項目」とし、「準備期間 国・地方等の連携 DXの推進・人材育成 実践的な訓練を実施」については右へスライドさせた方がよいのではと考えるが。

## 【回答】

御指摘のとおり修正いたします。

質疑7（P20）第1章 実施体制（1）実践的な訓練の実施について

- ・「政府行動計画及び県行動計画の内容を踏まえ」とあるが、「市は「市行動計画」を踏まえて実践的な訓練を実施するのではと考えるため、市行動計画」も入れた方がよいのではと考える。

## 【回答】

「市行動計画」を追記いたします。

質疑8（P20）（2）行動計画等の作成や体制整備・強化について

- ・①の中で「専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴く。」とあるが、市ではどのような方に意見を聞いたのか。
- ・⑤の中で「対策に携わる行政官等を養成等を行う」となっているが「行政官等」とは誰を指しているのか。その上で「養成等を行う」とはどのようなことを考えているのか。また、「行政官等を」を「行政官等の」にすべきと考えるが。

## 【回答】

- ・計画の改定にあたり、学識経験者及び健康に関する市民活動を行っている団体の構成員等を委員とする坂戸市健康なまちづくり審議会及び一般社団法人坂戸鶴ヶ島医師会に意見聴取を行っております。
- ・「行政官等」とは、「事務職員等」を指すため、御指摘の内容を含め、「事務職員等の」に修正いたします。また、養成等を行うことにつきましては、国や県等が実施する研修等への参加を想定しております。

質疑 9 (P 3 4) (2) 備蓄物資等の供給に関する相互協力について

- ・「国、県及び指定公共機関等」とあるが、本市には指定公共機関等はないものと認識しているため「国及び県」とした方がよいのではと考えるが。

**【回答】**

本市に関連する指定公共機関といたしましては、日本郵便株式会社や東日本電信電話株式会社等が指定されておりますことから、記載のままとさせていただきます。

質疑 10 (P 3 6 ~ 3 7) 第 7 章 市民生活及び地域経済の安定確保について

- ・ (2) 遺体の火葬・安置、ウ 生活支援を要する者への支援、カ 埋葬・火葬の特例等①④の中で「国からの要請を受け」とあるが、市は県からの要請と考えるが、国からの要請とはどのような状況を想定しているかについて。  
※計画中に「国からの要請を受け」と示されている箇所がいくつかあるが、県からの要請についてはどのようなようになるのか。

**【回答】**

当該部分の要請につきましては、県の行動計画においても、県は、国の要請を受け、市町村と調整等を行うこととなっております。その旨を、「参考 用語集」P 3 9に記載いたします。

具体的には、政府対策本部等の決定に基づき、県を通じて要請が行われる流れとなっており、要請を受けた内容について、市対策本部等において実施可否を決定し、対策を行っていくものと想定しております。

※国からの要請に限らず、県独自の対策について要請があったものについても市対策本部等において実施可否の決定を行っていくものと想定しております。